

嬉野市社会文化会館

指定管理者募集要項

令和8年9月

嬉 野 市

第1 指定管理者制度導入及び募集の目的

嬉野市では、嬉野市社会文化会館(以下「会館」という。)の管理運営にあたり、会館が持つ機能をさらに引き出し、嬉野市の文化振興、スポーツ振興の更なる発展に寄与するため、令和6年7月より指定管理者制度を導入している。

嬉野市社会文化会館条例(平成26年条例第4号。以下「条例」という。)第1条に規定する施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上に資するため、条例第12条第1項の規定により、会館の管理運営を行う指定管理者を以下のとおり募集する。

第2 指定管理者を募集する施設について

1 施設の名称等

(1) 名 称 嬉野市社会文化会館(愛称:リバティ)

(2) 所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲628番地4

(3) 開館日 平成26年9月

(4) 施設内容

[全 体] 鉄骨造3階建(延床面積4,684㎡) 車いす対応可

[主要用途] 文化ホール・控室(楽屋)・メインアリーナ・サブアリーナ・リハーサル室・会議室

諸室名称	座席数、面積 等
文化ホール (控室2部屋含む)	座席数:固定椅子293席 可動椅子:170席 合計463席 舞台面積:奥行 約7.5m 幅 約15.0m 控室1 約16㎡、控室2 約15㎡ 冷暖房完備
メインアリーナ	フロア面積 約1,300㎡ 天井高 約14.5m(センター部) ・バスケットコート 2面 ・バドミントンコート 6面 ・バレーボールコート 2面(センターコート1面も可) ・更衣室(シャワー室付) ・救護室 ・授乳室 ・多目的トイレ(UD 対応) 冷暖房完備
サブアリーナ	フロア面積 14.5m×14.5m ※柔道、剣道、なぎなた、ダンス等使用可 冷暖房完備
リハーサル室	フロア面積 6.5m×6.5m ※ダンス・楽器・演奏など使用可 冷暖房完備
会議室	フロア面積 7.0m×5.0m 冷暖房完備
駐車場	駐車可能台数 66 台 隣接の中央公園等駐車場利用可 151 台(市へ事前申込みが必要)

2 会館の設置目的

市民の文化及び教養の向上並びに健康の増進並びに観光及び産業の発展に寄与するため、会館を設置する。

第3 指定管理者の指定・募集について

1 指定管理者の指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、議会の議決を経て正式に決定される。なお、地方自治法(以下『法』という。)第244条の2第11項の規定に基づき、市は会館の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

2 指定管理者による管理及び運営

会館の管理運営においては、市と緊密な協力・連携を図りながら、利用者の視点・サービス向上の視点・経営感覚の視点などを取り入れた管理運営に努めること。

また、イベント等においては、周辺地域や市内各団体との連絡・調整及び連携に努めること。

(1) 管理の基準

①開館時間 午前7時から午後10時(ただし文化ホールは午前8時30分から午後10時)

②休館日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は、休館とする。

③開館時間及び開館日の変更

指定管理者は必要があると認めたときは予め市の承認を得て、開館時間及び開館日を変更することができる。

④利用料金及び手数料

会館の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に基づき、指定管理者の収入とする。

利用料金は、条例第15条第2項の規定により、条例別表に定める額の範囲内において、予め市の承認を得て定める額とする。

⑤利用料金の減免及び免除

公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるが、減免によって利用料金が減収になったときは、指定管理者の負担とする。

⑥その他

会館の管理運営にあたっては、この募集要項に定めるもののほか、「嬉野市社会文化会館指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)や議決による指定管理者指定後に締結する管理運営に関する協定書(以下「協定書」という。)等で定める。

(2) 管理の基準及び業務の範囲

管理の基準及び業務の範囲は、仕様書を参照のこと。

(3) 指定管理者の業務に係る費用等

①会館の管理運営に係る費用は、市が指定管理者に支払う指定管理料と、指定管理者が得る利用料金収入をもって充てる。

②委託料は、指定管理者が提出する事業計画書や収支計画書等の内容及び市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、指定管理者と協議のうえ協定書に定め、指定管理料として支払う。

なお、指定管理料については、指定管理料の算定基礎である当初収支計画に対し、修繕費や光熱水費等管理運営に要した経費及び使用料収入に大幅な増減があった場合は、市と協議のうえ指定管理料を変更することができる。

指定管理上限額(12か月換算) 45,716,000円(消費税込みで積算)

第4 指定管理者の募集

1 応募者の資格等

応募者は、法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる各号の条件を満たし、かつ指定管理期間中、安全かつ円滑に会館の管理運営を行うことのできる者とする。

- (1) 法人等の団体であること(法人格の有無は問わない。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- (4) 嬉野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (7) 市県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

2 共同企業体での応募

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等(共同企業体)での応募ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる法人等を定めるとともに、申請書に「共同企業体構成表」と「共同企業体協定書」を作成すること。
- (2) 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- (3) 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- (4) 共同企業体で応募した団体は、申請から指定管理満了までの間における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

3 募集及び選定スケジュール

内容	期間等
募集公告	令和8年9月10日(木)～
質問書の提出期限	令和8年9月18日(金)午後5時まで
質問書への回答公表	令和8年9月25日(金)
応募申請書の受付期間	令和8年9月10日(木)～令和8年10月9日(金)

一次審査(書類審査)	令和8年10月14日(水)
一次審査結果の通知	令和8年10月16日(金)
二次審査(面接審査)	令和8年10月21日(水)を予定
審査結果の通知	令和8年10月下旬

※一次審査については書類審査を、二次審査については面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施する。

4.応募の手続き

(1)募集要項等の配布

①配布期間 令和8年9月10日(木)から令和8年10月9日(金)まで

②配布方法 嬉野市ホームページからダウンロードするものとする。

(2)設計図書の閲覧

①閲覧期間 令和8年9月10日(木)から

②閲覧時間 午前9時から午後5時まで

③閲覧場所 嬉野市教育委員会 社会教育課

うれしの市民センター(嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地)

Tel0954-42-3316

④注意事項 設計図書(嬉野市社会文化会館建設工事竣工図)は設計当時の内容であり、変更されている箇所があることに注意のうえ、閲覧すること。

(3)質問書の提出期間

募集要項その他配布資料に関する質問がある場合は、質問票(別紙1)に記入し、電子メールにより提出すること。質問内容は、原則として市ホームページにて公表するため、質問者が特定できる記載は避けること。また、共同企業体の場合の質問は、代表法人取りまとめて提出すること。なお、質問書の提出期限は令和8年9月18日(金)午後5時までとする。

提出先メールアドレス : syakai@city.ureshino.lg.jp

(4)質問書への回答公表

回答は、令和8年9月25日(金)までに随時、市のホームページで公表する。

(5)申請書類の受付

提出期限 令和8年9月10日(木)から令和8年10月9日(金)午後5時まで

提出方法 次のいずれかによるものとする。

ア:郵送 令和8年10月9日(金)午後5時までに必着

イ:持参 応募申請書受付期間中の平日、午前9時から午後5時まで受付

提出先 嬉野市教育委員会 社会教育課

〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地 うれしの市民センター内

(6)申請に必要な書類

申請にあたっては、嬉野市公の施設の指定管理者選定の指定の手続きに関する条例(平成18年嬉野市条例第63号。以下「指定管理者条例」という。)及び同条例施行規則(平成18年

嬉野市規則第52号)の規定により下記の表に記載の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加して資料を求めることがある。

番号	書類(様式)	提出部数	備考
1	指定管理者指定申請書 (様式第1号)	正本1部	指定管理者条例第4条
2	事業計画書(様式第2号)	正本1部 副本10部	指定管理者条例第4条
3	収支予算書(様式第3号)	正本1部 副本10部	指定管理者条例第4条
4	誓約書(別紙2)	正本1部	
5	定款又は寄付行為の写し (任意様式)	正本1部	法人以外の団体にあつては、会則等
6	登記事項証明書(任意様式)	正本1部	法人のみ
7	役員名簿(任意様式)	正本1部	
8	前事業年度分の貸借対照表及び財産目録	正本1部	
9	過去3ヶ年間の収支決算書 (任意様式)	正本1部	経営実績が1年未満の場合は、経営状況を説明する書類
10	提出日の属する年度の予算書 (任意様式)	正本1部	
11	市県民税、法人税、消費税及び地方消費税について未納が無いことの証明書	正本1部	団体は団体代表者の個人市町村民税
12	法人等の概要、事業内容に関する書類(任意様式)	正本1部	

【注意事項】

- ①申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ②申請書類は返却しない。
- ③申請書類の著作権は申請者に帰属する。なお、市は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。
- ④申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑤応募は1団体1申請のみとし、複数の申請はできない。
- ⑥共同企業体で申請する場合は、上記5から11については、構成団体ごとに提出すること。
- ⑦各種証明書等については、申請書提出日から3か月以内に取得したものに限る。
- ⑧申請書に不備があった場合は、申請書受付期間内に限り、再度提出を認める。
- ⑨提出書類の内容は、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守すること。

- ⑩新設団体等、事業報告書のない団体等にあつては、総会等の議事録及び設立までの活動内容を記載した書類を添付すること。
- ⑪応募を辞退する場合には応募辞退届(任意様式)を提出すること。

第6 指定管理者の選定

1 審査方法

指定管理者の選定は、嬉野市の指定管理者条例及び本募集要項に基づき実施する。

審査は、一次審査(書類審査)及び二次審査(面接審査)により行う。二次審査については、選定員が面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。面接審査は1団体50分を目安として実施。プレゼンテーション25分、ヒアリング25分を予定。なお、事業計画書と別に資料を準備してプレゼンテーションを行ってもよいこととする。

2 二次審査(面接審査)について

- (1)市では大型モニター(HDMI 接続)を準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びケーブル等その他の必要な機器は事業応募者で準備すること。
- (2)プレゼンテーションの内容は、事業計画書に沿った内容とする。
- (3)説明員の人数は5人までとする。
- (4)審査日時及び会場は、事業応募者へ別途通知する。

3 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。なお、審査項目の詳細は、「審査基準表及び配点表」(別紙3)のとおりとする。

- ①事業計画の内容が、会館の設置目的を確実に果たす運営が見込まれること。また、会館の利用者の平等な利用が確保できるものであり、利用者へのサービスの向上等が図られていること。
- ②事業計画の内容が会館の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。
- ④その他、市が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

4 選定の結果及び指定の手続き

- (1)一次審査の結果は、すべての申請者に書面で通知する。
- (2)一次審査通過者は、選定委員会で二次審査を行い、その結果はすべての一次審査通過者へ書面で通知する、
- (3)選定員会が選定した指定管理候補者及び次点の者のうちから、市長が総合的に判断して指定管理者を決定する。
- (4)選定結果は、指定管理候補者及び次点の者へ書面で通知し、結果は市のホームページにおいて公表する。

5 無効又は失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。

6 選定事務の所管

選定事務については、嬉野市教育委員会 社会教育課が所管する。

第7 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、嬉野市議会の議決が必要であり、指定管理候補者について令和8年嬉野市議会12月定例会の議決後、指定管理者へ指定する旨書面で通知する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者の指定を受けた団体等は、市と協議のうえ、指定期間を通じて基本的な事項を定めた会館の管理運営に関する協定を締結する。

第8 指定後の留意事項

- (1) 指定管理者の指定を受けた団体等が、協定の締結に応じない場合、又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の指定を受けた団体等が、協定の締結までに地方自治法第244条の2第11項に規定する場合、又は指定管理者条例に違反した場合、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して市は賠償を行わないが、指定の取り消しに伴う市の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。
- (3) 指定管理者の指定について、議会の議決が得られなかった場合、又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体等の負担とする。
- (4) 市長は、指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。なお、指定の取り消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引継ぎを行うものとする。

第9 問い合わせ先

嬉野市教育委員会 社会教育課

〒843-0301

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1515番地 うれしの市民センター内

TEL 0954-42-3316 FAX 0954-27-7115

電子メール syakai@city.ureshino.lg.jp